

大口町告示第24号

大口町介護予防事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町介護予防事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町介護予防事業実施要綱（平成18年大口町告示第81号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「利用の適否」の次に「、利用料等」を加える。

第6条を次のように改める。

（利用料）

第6条 介護予防事業の利用料は、毎年8月1日を基準日として、大口町介護保険条例（平成12年大口町条例第21号。以下「条例」という。）第4条に定める保険料率に応じ、別表の基準により決定する。

2 町長は、介護予防事業の利用料に変更が生じたときは、大口町介護予防事業利用料変更決定通知書（様式第4）により、当該事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に通知するものとする。

3 利用者は、1月分の利用料を当該事業の利用のあった月の翌月の末日までに町に支払うものとする。

4 介護予防事業に要する材料費等の実費は、利用者が負担し、直接委託事業者に支払うものとする。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

大口町介護予防事業利用料

区 分	1回当たりの利用料
条例第4条第1項第1号に定める者	0円
条例第4条第1項第2号から第4号に定める者	200円
条例第4条第1項第5号から第8号に定める者	260円
条例第4条第1項第9号から第11号に定める者	520円
備考 申請日の属する月が4月から7月までの場合は、前年度の介護保険料率により利用料を決定する。	

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。